

国立市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 介護保険法の規定により厚生労働省令で定める基準の一部改正等に
伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

国立市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
(平成30年3月国立市条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3条」を「第3条の2」に改め、
「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第32条)」を
「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第32条)
第5章 雑則(第33条)」に改める。

第3条第2項中「必要な」を「適切な」に改め、同条に次の2項を加える。
5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、
必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等
の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第1章中第3条の次に次の1条を加える。

(指定居宅介護支援事業の申請者の資格)

第3条の2 法第79条第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人(国立市暴力団排除条例(平成25年12月国立市条例第42号)第2条第1号に規定する暴力団である者及び法人の役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。))が同条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者である者を除く。)である者とする。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下単に「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を管理者とすることができる。

第8条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第9条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第9条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画につ

いて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第10条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第20条第8号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第19号の次に次の1号を加える。

(19)の2 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第23条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所に

において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

（電磁的記録等）

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者

は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条（前条において準用する場合を含む。）及び第20条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付則第2条中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する」及び「第5条第1項に規定する」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における管理者が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員」とする。

付 則

（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第20条第19号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、改正後の第 3 条第 5 項及び第 2 9 条の 2（改正後の第 3 2 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第 8 条（改正後の第 3 2 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第 8 条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第 3 条 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、改正後の第 9 条の 2（改正後の第 3 2 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第 9 条の 2 中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第 4 条 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、改正後の第 2 3 条の 2（改正後の第 3 2 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第 2 3 条の 2 中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。